

ケアマネット



HCMA

第31号

平成23年10月31日発行 編集・発行／一般社団法人 兵庫県介護支援専門員協会

〒650-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1番1号 兵庫県福祉センター5階 TEL/078-221-4102 FAX/078-221-4122 URL/http://www.hyogo-caremanet.com/



気づきの事例検討会が目指すもの

日本女子大学 人間社会学部社会福祉学科 教授 渡部 律子 氏

皆様、お久しぶりです。渡部律子です。この3月までは、兵庫県民だったのですが、4月から関東

に移り、所属も日本女子大学に変わりました。新たな職場で社会福祉職を目指す学生さんたちと日々奮闘しています。

今回は、9月に実施された「気づきの事例検討会支部推進員研修会」でお話した内容の一部をまとめてご報告したいと思います。兵庫県の介護支援専門員協会は、その研修体制の整備でも、全国的に名前を知られていると言って過言でないと思います。それは、ひとえに会員の皆様の日々の努力の上に成り立っています。しかし、介護保険制度が始まって10年以上が経過し、発足当時のことを知らない方たちも多く実践現場にいらっしやいます。そこで、今回は兵庫県で継続してきた「気づきの事例検討会」の歴史を知る立場にあるものとして、なぜこの研修が意味あるのか、何を目的にしているのか、今再び思い起こしてほしいこと、などを紙面の許す限りご紹介したいと思います。気づきの事例検討会の詳細はすでに本やDVDになっているのでそちらをご参照ください。

〈気づきの事例検討会が目指すもの〉

「ケアマネジャーは対人援助職者である」という考え方に立って、利用者の方たちに最善の援助ができることが、「気づきの事例検討会」実施の究極のゴールです。そのためには、実践家が自分の力をつけていかなければなりません。しかし、その方法として欧米で用いられている「スーパービジョン」を実施するために必要な人材や制度が整っていないために、編み出された方法が「気づきの事例検討会」です。

気づきの事例検討会を振り返ると、以下のような特徴があると言えます。第1に、事例提出者の成長を常に考え、提出者の「今いる場所（知識・技術・理解度）」を考えながら、一緒にクライアント、クライアントを取り巻く環境、そして、ケアマネジャーを理解しようとしています。第2に、継続して事例検討会を実施することで、「面接力」「アセスメント力」「援助方法の選択」「必要な支援を求める力」を

つけていこうとしています。第3に、このプロセスで参加者が自分の不足している知識・技術を自覚してそれを補っていく作業につなげます。第4に、事例検討会で得た理解を実践で生かせることを目指しています。第5に、スーパーバイザーがいない場合も多いので、あえて分析的・解釈的な側面を避け、事例とケアマネジャーが置かれている状況の理解に徹しています。

〈今再び思い出してほしいこと〉

気づきの事例検討会の実践を始めてからかなりの年月がたち、「何がなんだかわからないけれど参加した」「参加しなければいけないみたいだから参加した」という経験をした方もいらっしゃるかもしれません。しかし、このような参加は本来目指していたことではありません。そこで、皆様に再度、思い出してほしいことを下に6つほど記します。

- ① 気づきの事例検討会は「強制的」にすべきものではない。
- ② 気づきの事例検討会は、「自発的に」実施する「自己研鑽」の方法である。
- ③ 気づきの事例検討会は、「一定の力をつけた人」のみができるもので、前もって自主勉強やグループ学習を必ず実施する必要がある。
- ④ 気づきの事例検討会に参加していれば、「情報収集の枠組み」はある程度できる。しかし、参加していることと、自分がスーパーバイザーになれるように成長していくことは別である。
- ⑤ 検討会を「実施」すること自体よりも「そこで何かを得ているか？」が大切である。
- ⑥ ひとつの「自己研鑽」の方法として「気づきの事例検討会のやり方」を知っていることは役にたつ。ただし、「適切な方法」を取っているかの検証が必要である。「事例検討会」の「形」だけを踏襲しても意味ない。「誤った方法」でやらない。

以上、皆様が今後も気づきの事例検討会の本来の目的を忘れず、研鑽を積んで下さることを祈っています。